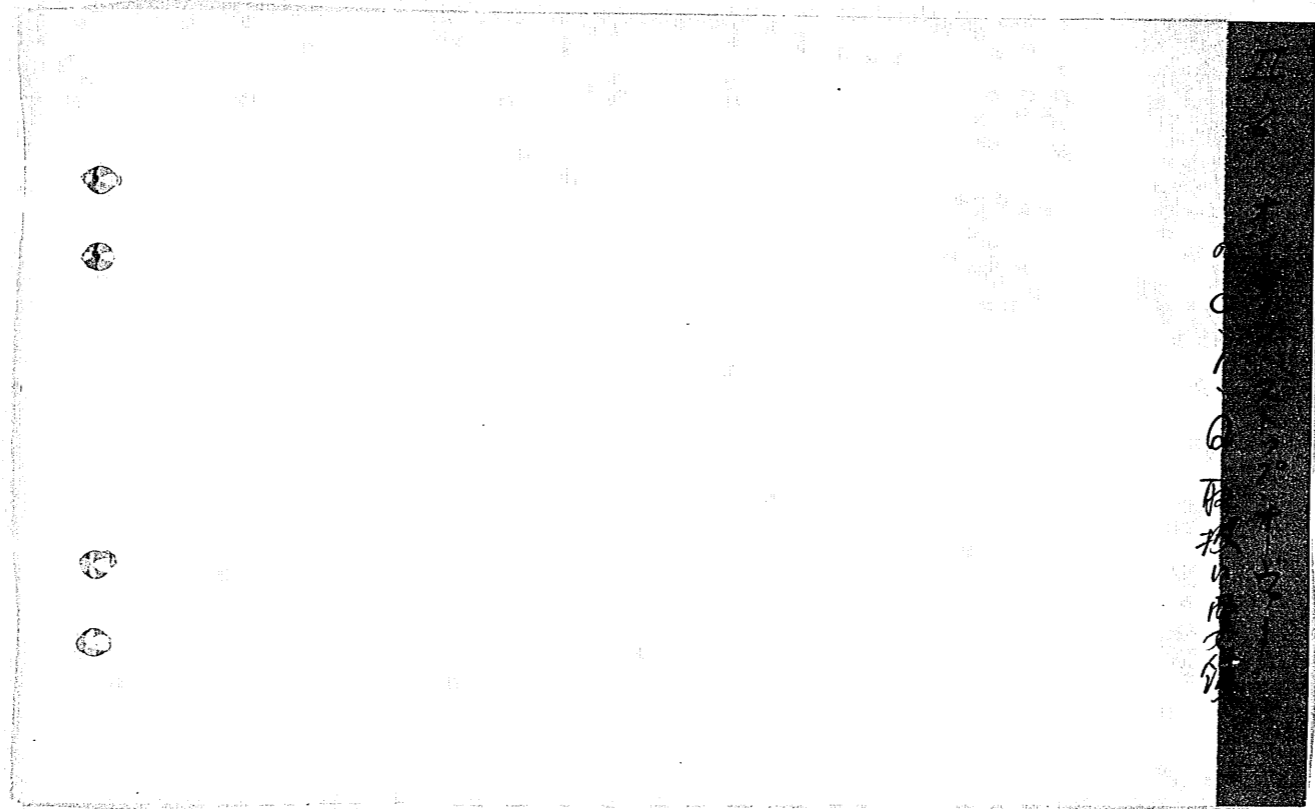


琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43483

II
6
オンライン・ストア・オーナー
のC1Q 取扱講座



大 蔵 省

蔵税第9.7.6号

昭和35年7月22日

殿

大蔵省主税局税関部長 稲 益 繁

CPAによる東京—大阪間の有償運送開始に伴う旅具の税関検査について

キャセイ、パンフイック航空会社（英國籍航空企業。以下「CPA」という。）による東京—大阪間（両方向）の国内有償運送については、運輸大臣が運送条件を附した上で許可する方針である旨別添写のとおり運輸省航空局長から通知があつたので、これに伴い伊丹及び羽田空港における出入国者に対する旅具検査は下記により取り扱うこととしたから御了知ありたい。

大 蔵 省

記

／ 東方向線

イ 入国（香港等から伊丹又は羽田に来る場合）

(1) 本邦外の地域から直行してきた搭乗者のうち、羽田までの航空券を所持する者が途中、伊丹に入国する場合には、伊丹において通常の入国検査を行なうこととし、携帯現金及び輸出免税物品購入記録票（以下「記録票」という。）の発行を要するものについては、これの発行を行なうこと

(2) 前記(1)により入国した者が、羽田に赴くため更にCPA又はそれ以外の航空会社の国際線に搭乗する場合には、航空会社からその搭乗者の名簿を提出させることとするが、当該搭乗者の旅具については、伊丹では税関検査は行なわれないこと。

ただし、羽田における税関検査の便に資するため伊丹で入国した後、本邦において購入し又はその他の方法により取得した物品又は日本円の有無を質問し、所持する場合は当該物品又は日本円の種類及び

大 蔵 省

数量を確認した上、搭乗者名簿にその旨の証明を行ない、この名簿を機長託送により羽田税関支署あて送付すること。

(イ) 羽田においては、伊丹からの旅客が直接外国から入国した者との間に物品の譲受を行なうこともあるので、直接入国者のみならず、伊丹からの旅客についても、その旅具について通常の検査を行なうものとし、伊丹で入国後購入等により取得した物品及び日本円については、上記の搭乗者名簿により確認すること。

ロ 出国（伊丹又は羽田からホノルル等へ行く場合）

(イ) 出国者の旅具については、当然税関検査を行なうこととなるが、伊丹から出国する者のうち、羽田において一旦降りることが確実な者については、航空会社からその搭乗者名簿を提出させることとし、羽田における税関検査の便に資するため、これらの者のうち、伊丹で入国した後、本邦において購入し又はその他の方法により取得した物品又は日本円を所持している場合は、当該物品又は日本円の箱類及び

大 蔵 省

数量について搭乗者名簿にその旨の証明を行ない、機長託送により羽田税関支署あて送付すること。

この場合、記録票及び日本円又は本邦における購入物品についてもそのまま携行させるものとする。

(イ) 羽田においては、上記の名簿により本邦において取得した物品及び日本円の確認を行なうとともに、必要に応じ機内品物の検査を行なうこと。

(ロ) 羽田で入国する予定の者が、予定を変更しそのまま外国に行くことになった場合は、記録票の回収及び輸出免税物品の搭載確認並びに日本円の交換を羽田において行なうこと。

(ハ) 羽田で一旦降りた者が出国する場合には、通常の旅具検査を行なうこと。

2 西方向線

入国及び出国の税関検査については、すべて前記ノに準じて取り扱うこと。



35振局第3075号
昭和35年9月5日

植物防疫所長、殿

振興局長

国際線航空機による伊丹—羽田間の輸送に
伴う植物防疫について

〔運輸省としては、キヤセイ、メソウィック航空会社
に対し伊丹、羽田間の国内有償旅客運送を許可する方
針である〕旨は、4月18日付35振局第2051号を
もつて連絡したが、今後これに伴う植物防疫を下記によ
り実施することとしたので通知する。

記



I 入国

1. 東向線 (香港等-伊丹-羽田 ホノルル等)

(1) 伊丹においては、伊丹で途中降機滞在する旅客の携帯品等について輸入検査を実施する。

(2) 羽田においては、伊丹からの旅客が羽田に直航 (伊丹を *through* して) する旅客との間に植物類の授受を行なうことも考えられ、また伊丹からの旅客の植物類が機内で汚染されることも考えられるので、伊丹からの旅客の携帯品等についても検査を実施する。

(3) 上記(2)の場合、羽田における輸入検査の便に供するため、伊丹においては、伊丹から羽田に向う旅客の携帯品等について植物類の有無を確認し、次の様式による植物類確認証を当該品に添附させる。

羽田においては、本確認証と現物が同一であると認められた場合は原則として消毒又は廃棄等の検査措置を行なわない。ただし、本確認証と現物が異なる場合及び機内で汚染されたと認められた場合は検査措置を実施する。

農
林
省

植物確認票

植 物 名 :

数 量 :

離 脱 月 日 :

○○植物防疫所○○出張所

植物防疫官 (サイン)

2. 西向線 (ホノルル等 羽田-伊丹-香港等)

東向線の場合に準じて輸入検査を実施する。

II Through する旅客の携帯品等について

Through する旅客の携帯品等については、原則として国際線待合室以外へ搬出する場合にのみ輸入検査を実施する。ただし病害虫散逸防止のために必要と認められる場合は、同室内においても検査措置を実施する。

III 出国

1. 東向線

伊丹においては、羽田を *through* して外国へいく旅客の携帯品等について輸出検査を実施する。また羽田で途中降機滞在する旅客のものについても、所有者から異議があつた場合には輸出検査を実施す

る。

2 西向線

羽田においては、前記1の場合に準じて輸出検査を実施する。

35 畜局第 1646 号

昭和 35 年 10 月 17 日

動物検査所長 殿

農林省 畜産局長

キヤセイ・パンフイック航空会社による
東京・大阪間の国内有償運送について

このことについて、検査業務を下記により実施することとしたから御了知願いたい。

なお、関係機関に対しては、貴官から連絡方をわざわざしない。

記

1. 香港から入国する場合

a. 伊丹おろしの畜産物を包有する貨物（以下「貨物」という。）並びに伊丹で入国する旅行者の所有する

動物及び畜産物については、伊丹出張所で検査を実施する。

但し、動物については、指定場所で検査をする場合は、その場所を所管する動物検査所が実施することとする。

b. 羽田までの航空券を所有する旅行者が、伊丹で入国（一時上陸）する際に携行する畜産物については、伊丹出張所で検査を実施する。動物については、伊丹出張所又は家畜防疫官の指定した場所に収容し、旅行者が羽田に向けて出発する際に指示書（羽田において検査を受けるべき旨、その他の必要な事項を記載する。）を発行し、動物と共に羽田出張所に送附し、同所において検査を実施する。なお、指示書の写を機長托送によつて羽田出張所に送附する。

c. 伊丹で入国し、国内線に乗り換え他の空港に行く場合は、伊丹出張所で検査を実施する。

2. 本邦を経由して出国する場合

a. 西方線（香港、台湾等から）で入国し、羽田から東方線（アメリカ、カナダ等へ）により出国する旅

行者が伊丹で入国（一時上陸）する際に携行する畜産物については、伊丹出張所において検疫を実施する。

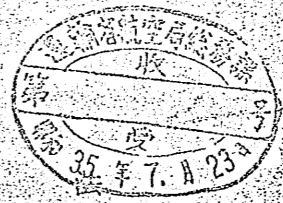
②、上記旅行者の場合で、携行する動物については、携行者が再搭乗するまで伊丹出張所又は家畜防疫官の指定した場所に収容する。この場合収容期間中の健康証明書を要求された場合は、収容期間中の状態を記載して発行する。

③、東方線で羽田において入国し、西方線に乗り換えて出国する旅行者が、伊丹において一時上陸する場合については、上記①、②に準ずる。この場合「伊丹出張所」は「羽田出張所」と読み替えるものとする。

④、出国（羽田又は伊丹から香港等に向けて）する場合

①、伊丹から積み込まれる貨物並びに旅行者の携行する畜産物及び動物については、①の①に準ずる。

②、羽田からの旅行者で、伊丹で一時上陸する場合については、①の②に準ずる。この場合「伊丹出張所」は「羽田出張所」と「羽田出張所」は「伊丹出張所」と読み替えるものとする。



務省管入第一五四〇号

昭和三十五年七月二十二日

法務省入国管理局長 高 瀬 侍 郎

運輸省航空局長 殿

国際線航空機による羽田・伊丹間乗客輸送に伴う
出入国審査について

昭和三十五年五月二十五日付空國第一八五号及び六月六日付空國
第一九九号貴信に関し、キヤセイ・パンフインク航空会社による羽
田・伊丹間の国内有償運送許可に伴う乗客の出入国審査について候
今般。別添のとおりその取扱を定め關係入国管理事務所長及び入国
管理事務所空港出張所長宛通達したからお知らせする。

別記

国際線航空機による羽田・伊丹間輸送に伴なう乗客の取扱
について

一 方針

- (1) 東向線（香港等―伊丹―羽田。ホノルル等）の場合、入
（帰）国者はそれぞれの降機地即ち伊丹及び羽田において上
陸（帰国）証印を、出国者はすべて羽田において出国証印を
行なう。
 - 西向線（ホノルル等。羽田―伊丹―香港等）の場合、入
（帰）国者はすべて羽田において上陸（帰国）証印を、出国
者はそれぞれの乗機地即ち羽田及び伊丹において出国証印を
行なう。
- ただし、いずれの場合も羽田・伊丹両港とも THROUGH

(以下「TH」と略す)するものを除く。

(四) 羽田・伊丹間のみの乗客(東向、西向共に)には、ボーディングカード(付表一)及び乗客名簿により、同一性を確認する。

なお必要あるときは外国人乗客については旅券又は外国人登録証の呈示をも求める。

(五) 羽田・伊丹間の観光のための通過上陸許可は当分の間認めない。

(六) 伊丹においては、他の国際線への乗換・乗継の必要性は認められないから、当分の間寄港地上陸を許可しない。

伊丹TH乗客は国際線待合室内にとどめ、該区域外への行動を認めない。

(七) 羽田・伊丹をともにTHする乗客(羽田THにはトランジット・カードの発給を受けたものを含む。以下同じ)は、令第

七条による上陸審査の対象とはならないから通過査証は必要としない。

西向線乗客で羽田をTHするもの又は同空港で寄港地上陸許可書の発給を受けたもので、伊丹THとなるものについては、羽田において旅券に審査官用丸印(以下「丸印」という。)を押捺する。

二 東向線

(1) 乗客名簿

イ. 伊丹到着時

伊丹上陸(帰国)者と伊丹THに分ちそれぞれのヘッディングの下に記載する。

(又は、乗客毎に乗機地・降機地を明示しグループ別に記載しても差支えない。以下同じ。)

2. 伊丹出発時

3. 羽田到着時
伊丹T.H (外国空港から乗機し羽田へ向う者)と伊丹乗機者に分ち、それぞれのヘッディングの下に記載する。
2. と同じ。

(四) 審査

1. 国際線乗客のうち、伊丹上陸 (帰国) 者には伊丹において羽田上陸 (帰国) 者には羽田においてそれぞれ上陸 (帰国) 証印を与える。
2. 伊丹T.Hについては、再搭乗の際入国審査官が待合室出口において人員確認を行なう。
3. 伊丹からの乗機者にはあらかじめボーディング・カードを航空会社から各人に配付し必要事項を記載させた上、伊丹において入管審査場通過の際入国審査官が丸印を押捺する。羽田においては右カードを回収するとともに乗客名簿により氏名をチェック・アップする。

三 西向線

(一) 乗客名簿

1. 羽田到着時
通常のとおり。
2. 羽田出発時
伊丹T.H (外国空港へ向けそのまま出国する者)と伊丹降機者に分ち、それぞれのヘッディングの下に記載する。伊

丹 T H のうち羽田通過者（羽田 T H 及び羽田においてシヨア・パスの発給をうけたもの。以下同じ。）は H・T R の符号を乗客氏名の左端に付すこと。

3. 伊丹到着時
2と同じ。

4. 伊丹出発時

伊丹 T H と伊丹乗機者に分ち、それぞれのヘンディングの下に記載する。伊丹 T H のうち羽田通過者であつたものには 2.3 と同様 H・T R の符号を付すこと。

(四) 客 査

1. 国際線乗客のうち、羽田からの出国者には羽田において、伊丹からの出国者には伊丹においてそれぞれ出国証印を与える。

又、国際線乗客のうち、本邦を目的国とする入国者は、最

2. 本邦を目的国としない直接通過者に対しては、羽田において T H、又はシヨア・パス、伊丹においては T H の取扱を行なう。これらの者に対しては、羽田において各人の旅券に丸印を押捺しシヨア・パス発給又は T H の取扱をした旨を表示すること。

3. 羽田―伊丹間のみ乗客国内間乗客すなわち国際線切符所持者で羽田伊丹間のみを搭乗するもの、日本人、在留資格を有する外国人及び法一二六―二一六該当者）に対しては、羽田乗機に先立ち航空会社から各人にボーディング・カードを記付させる。カードに対する丸印押捺、伊丹におけるカード回収及び乗客名簿とのチェック・アップについては東向線の場合と同じ。

なお、外国人については羽田・伊丹両空港において、旅券又は外国人登録証との照合を行なうこと。

伊丹において、出国乗客の搭乗又は再搭乗に当つては、入国審査官は待合室出口又はタラップ廻りにおいて、氏名点呼。要すれば旅券の出国証印、丸印の確認及び人員の確認を行なう。

伊丹空港審査官は羽田・伊丹間 旅客のカード回収及び確認を終了するまでは出国旅客搭乗の確認を開始してはならない。

5. 西向線のうち、羽田・伊丹間のみ乗客がない場合は各前段の搭乗確認は人員確認のみにとどめて差支えない。

四付表二は前記の取扱を表にあらわしたものである。

付表

ボーディングカード見本

伊丹 HANEIDA 伊丹 HANEIDA	(航空会社名) 搭乗票 BOARDING CARD (DOMESTIC)	伊丹 HANEIDA 伊丹 HANEIDA
氏名 Name	男 Mr. 女 Miss	氏
国籍 Nationality	年齢 Age	
(外国人に限り記入) 搭乗票 No. of Passport 又は 外国人登録番号 No. of Alien Registration Certificate (FOR OFFICIAL USE ONLY)		
航空信 付 印		又

- 1) 大きさは 約 15cm X 12cm 位
- 2) 上端左右は羽田及び伊丹においてそれぞれ非該当の部分を取り取った上で使用する。

